パブリックコメント実施結果
「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画(素案)」

1 募　集　期　間　令和6年11月26日(火)～令和6年12月25日(水)

2 意見の件数･意見提出者数　17件･7人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	1人	0人	2人	0人	3人	0人

4 内容別の意見件数

	項　目	件　数
1	計画全般に関する意見	1件
2	戸別収集導入に関する意見	1件
3	家庭系ごみの現状や取り組みに関する意見	4件
4	食品ロス削減に関する意見	1件
5	不法投棄防止に関する意見	1件
6	プラスチックごみ削減に関する意見	2件
7	生活排水処理基本計画に関する意見	2件
	パブリックコメントの実施方法に関する意見、要望	3件
	その他の意見	2件
合計		17件

　　＝ 一部修正を加えた項目

5 意見への対応区分

※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説　明	件　数
反映	意見を受けて計画(素案)等に一部修正を加えたもの	3件
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	8件
参考	今後、本計画の取り組みを推進する上で参考とするもの	1件
合計		12件

6 計画の公表日(予定)　令和7年1月31日(金)

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当
0467－81－7178(直通)
shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

（意見及び市の考え方）

■　計画全般に関する意見（1件）

（意見1）
　茅ヶ崎の方は環境への意識が高い方が多く、各家庭などでも意識的に取り組んでいると思います。ですが、個々で動いていてももう間に合わないと感じています。なので、意識の高い方々をまとめて大きな力に変えられるのは、市の役割だと思います。「ゴミゼロ宣言」など環境への活動を大胆に宣言をし、動きだす事を期待しています。ゴミへのアプローチは生ゴミがキーワードだと思います。分別に細かく取り組み、各家庭でゴミを減らす努力は必要ですが、いくら頑張っても、ちゃんとリサイクルしてくれる設備がなくては意味がありません。生ゴミは乾燥させて捨てる（可燃にするエネルギーを減らす）と言うことは個人でもでき、効果があると思いますが、それより大きな循環は生ごみを回収して肥料にするという取り組みを市で行う事ができれば、とても大きな変化が生まれると思います。一般の生ごみを回収することから始めるのが難しいのであれば、学校給食から出た生ゴミを畑へそして子どもたちも授業の中で循環経験を体験する。その畑で採れた野菜を食べる。などなど、方法は様々だと思います。未来の子どもたちのために。すこしでも良い環境を残してあげたいです。何かできることがあれば協力したいです！！協力したいので、アクションをお願いいたします！！期待しています！！

（市の考え方）
　この度の計画の改定に際し実施したごみ組成分析調査では、ご家庭から排出される燃やせるごみには、約 36％の厨芥類（生ごみ）が含まれていることが明らかとなっております。市といたしましては、生ごみの減量を進めていくことが、ごみ減量化への近道と考えております。市民や事業者の皆さまのごみ減量化に向けた取り組みを後押しできるよう、わかりやすく、また、親しみのあるスローガンなどを掲げながら、「ごみ処理基本計画」及び「食品ロス削減推進計画」に位置づけた各種施策を実施してまいります。

■　戸別収集導入に関する意見（1件）

（意見2）
　課題の解決に向け、戸別収集の実施を検討されると良いと思います。理由は、第一に、自治会加入率の低い地域で収集場所の管理が崩壊していること。また、戸別にすることで、所有者が明らかになり、周囲の目を気にするようになることから、廃棄物全量の削減やマナーの向上に繋がると考えられるからです。

（市の考え方）
　新たな「ごみ処理基本計画」では、施策 5-3 として『今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討』を位置づけ、戸別収集の実施に向けた検討を進めてまいります。

■ 家庭系ごみの現状や取り組みに関する意見（4件）

（意見3）
家庭系ごみの排出量が、令和4年度に前年比20％減となっており、「ごみ有料化実施に伴い」とされていますが、これだけ大幅な減量となった要因、減量分はどこへ行ったのか、統計的な問題はないか等の分析はされたのでしょうか。今後の施策に生かせるものはないでしょうか。

（市の考え方）
表１にお示しするとおり、令和４年度の資源物を除く家庭系ごみの排出量は、36,767tとなり、前年度と比較して9,089t（19.8％）の減少となりました。家庭系ごみの減量化が進んでいる要因としましては、同年度の資源物の排出量が増加していることもあり、“ごみ有料化”による発生抑制効果及びリサイクル促進効果が現れているものと推察されます。当初、ごみ有料化実施に伴うごみの不法投棄が懸念されておりましたが、表２にお示しするとおり、不法投棄回収量につきましても、減少傾向となっております。このような状況から、市といたしましては、経済的な手法によるごみ減量化施策の有効性を確認しつつも、そのような施策のみに因ることなく、「ごみ処理基本計画」などに位置づけた施策を進めることで、市民や事業者の皆さまのごみ減量化に向けた意識の醸成に努めてまいります。

（表１　家庭系ごみ排出量の推移）

	令和３年度	令和４年度	増減（t）	増減率（％）
家庭系ごみ	45,856	36,767	▲ 9,089	▲ 19.8
燃やせるごみ	38,855	32,782	▲ 6,073	▲ 15.6
燃やせないごみ	6,103	3,363	▲ 2,740	▲ 44.9
大型ごみ	898	622	▲ 276	▲ 30.7

（表２　不法投棄回収量の推移）

	令和３年度	令和４年度	増減（t）	増減率（％）
不法投棄回収量	18.2	9.3	▲ 8.9	▲ 48.9

（意見4）
〈13ページ　ごみの性状について〉
家庭系燃やせないごみが約30％正しく排出されていない。仕分け、コストにもつながるため市民への周知を徹底してほしい。

（市の考え方）
ごみの減量化を進めていくためには、市民や事業者の皆さまのご理解ご協力を得ることが大変重要なことであると考えております。そのため、「ごみ処理基本計画」では、施策３として『きめ細やかな情報発信』を位置づけ、市の現状をお知らせするとともに、皆さまの取り組みを後押ししてまいります。

（意見5）
　家庭ごみの削減の「生ごみ」にも重点を付けた方が良いと思った（家庭ごみの半分ほどが生ごみだから）。

（市の考え方）
　この度の計画の改定に際し実施したごみ組成分析調査では、ご家庭から排出される燃やせるごみには、約 36％の厨芥類（生ごみ）が含まれていることが明らかとなっております。そして、生ごみの多くを占める食品廃棄物には、約 45％の食品ロスが含まれていることも明らかとなっております。このような状況から、市といたしましては、生ごみの中でも食品ロスに着目し、『食品ロスの削減』を「ごみ処理基本計画」の重点施策として位置づけております。

（意見6）
　家庭の生ごみ削減に向けて、コンポストの助成の金額を増やしたり、コンポストを導入しやすい取り組みの必要性を感じた。

（市の考え方）
　この度の計画の改定に際し実施したごみ組成分析調査では、ご家庭から排出される燃やせるごみには、約 36％の厨芥類（生ごみ）が含まれていることが明らかとなっております。市といたしましては、生ごみの減量を進めていくことが、ごみ減量化への近道と考えております。そのため、新たな「ごみ処理基本計画」では、施策 1-3 として『生ごみの削減』を位置づけ、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助や普及啓発を推進していくこととしております。今後につきましても、こちらの施策を通じて、皆さまの取り組みを後押ししてまいります。

■　食品ロス削減に関する意見（1件）

（意見7）
〈23ページ　食品ロスの削減について〉
　食品ロス削減に向けてもったいない意識を市民に持ってもらえるような活動、展示を行ってもらいたい。

（市の考え方）
　この度初めて策定する「食品ロス削減推進計画」では、施策 2 として『情報発信・普及啓発』を位置づけ、家庭系食品ロス及び事業系食品ロス削減のための情報発信やイベント等での情報発信・普及啓発を実施してまいります。

■ 不法投棄防止に関する意見（1件）

（意見8）
〈32ページ 不法投棄防止対策の徹底〉
監視カメラ、看板の設置など不法投棄をしにくいようにしてほしい。

（市の考え方）
新たな「ごみ処理基本計画」では、施策 4-1 として『不法投棄防止対策の徹底』を位置づけ、昼夜のパトロールの実施のほか、監視カメラや啓発看板等の設置などを進めてまいります。

■ プラスチックごみ削減に関する意見（2件）

（意見9）
資源循環型社会に向けて、テイクアウトやイベントの際に使い捨て容器ではなく繰り返し使えるリユース容器を普及の検討をお願いしたい。

（市の考え方）
新たな「ごみ処理基本計画」では、基本理念の実現に向けて、『ごみ排出量削減による環境負荷の低減化』を基本方針の一つとして掲げ、プラスチックごみや食品ロスの削減などの課題に対しては、排出者責任の視点に加えて、拡大生産者責任の視点も踏まえたうえで効果的な取り組みを積極的に進めていくこととしております。
この基本方針により、施策 1-1 として「プラスチックごみの削減」を位置づけ、プラスチック製品の設計から処理までに関わるあらゆる主体が、地球温暖化などの様々な環境問題を意識しつつ、繰り返し使える商品の提供や選択などプラスチックごみ削減に向けた取り組みを進めることができるよう、消費者への啓発はもちろんのこと、事業者や県（国）への働きかけを行ってまいります。

（意見10）
「ごみ処理基本計画」の施策 1-1 に関して、プラ新法の趣旨を踏まえ、様々な主体がそれぞれの役割を自覚し、プラスチック使用量の削減に向けた取り組みを進めることができるよう啓発などを行って欲しい。また、製品プラスチックのリサイクルに際し、排出者の分別を促すよう丁寧な案内を行って欲しい。

（市の考え方）
ご意見を踏まえ、文章を修正しました。
【30 ページ】

修正後	修正前
施策 1：家庭系ごみの減量化 1-1　プラスチックごみの削減　重点 　令和4年に施行されたプラスチック資源循環促進法(プラ新法)を受け、プラスチック製品の設計から処理までに関わるあらゆる主体が、地球温暖化や海洋汚染などの様々な環境問題を意識しつつ、プラスチックの使用量を削減するよう訴え続けるとともに、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルの検討を進めます。 具体的な取り組み ・拡大生産者責任の推進に向けた事業者、県や国への働きかけ ・消費者に向けたプラ新法の普及啓発 ・プラスチック製品の分別案内の充実及びリサイクルの検討	施策 1：家庭系ごみの減量化 1-1　プラスチックごみの削減　重点 　令和4年に施行されたプラスチック資源循環促進法を受け、プラスチック製品の設計から処理までに関わるあらゆる主体が、地球温暖化や海洋汚染などの様々な環境問題を意識しつつ、過剰包装は行わない、不要なものは購入しない、繰り返し使える商品を選ぶことなどを訴え続けるとともに、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルの検討を進めます。 具体的な取り組み ・拡大生産者責任の推進に向けた事業者、県や国への働きかけ ・ワンウェイプラスチックの使用削減の啓発 ・プラスチック製品のリサイクルの検討

■　生活排水処理基本計画に関する意見（2件）

（意見11）
　生活排水処理基本計画に関して、平成 12 年に浄化槽法が改正されたことに伴い、単独処理浄化槽の新設が原則禁止されていることを触れて欲しい。また、水洗化奨励金制度同様に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度における補助額を明示した方が良い。

（市の考え方）
　ご意見を踏まえ、文章を修正しました。
【57 ページ】

修正後	修正前
コラム 2　合併処理浄化槽と単独処理浄化槽 　「合併処理浄化槽」は、家庭から出る生活排水（生活雑排水（台所・お風呂・洗面所などから出る排水）とし尿（トイレから出る排水））のすべてを浄化できるスグレものです。し尿だけに対応した「単独処理浄化槽」で	コラム 2　合併処理浄化槽と単独処理浄化槽 　「合併処理浄化槽」は、家庭から出る生活排水（生活雑排水（台所・お風呂・洗面所などから出る排水）とし尿（トイレから出る排水））のすべてを浄化できるスグレものです。し尿だけに対応した「単独処理浄化槽」で

は、台所・お風呂・洗面所などから出る排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけることとなるため、環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換がいま強く求められています。なお、2001 年 4 月 1 日以降、単独処理浄化槽の新設は禁止されています。	は、台所・お風呂・洗面所などから出る排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけることとなるため、環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換がいま強く求められています。

【62 ページ】

修正後	修正前
コラム 3　生活排水に関する補助金制度 水洗化奨励金制度 （略） 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度 本市では、市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域で既設単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換をする方を対象として、補助金を交付しています。 交付額（限度額）（令和７年３月時点）：332,000 円（5人槽）、414，000円（6から7人槽）、548，000円（8から10人槽）	コラム 3　生活排水に関する補助金制度 水洗化奨励金制度 （略） 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度 本市では、市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域で既設単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換をする方を対象として、補助金を交付しています。

（意見12）
「生活排水処理基本計画」の施策 5-1（収集運搬業務の安定性の確保）と 5-2（安定的な収集運搬体制の整備）に関して、いずれの施策も同じような内容となっているため、一つにまとめた方がわかりやすいのではないか。

（市の考え方）
ご意見を踏まえ、施策を統一し、文章を修正しました。

【73ページ】

修正後	修正前
5-1　収集運搬業務の安定性と体制の整備 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は、市民や事業者の衛生的で快適な生活環境を維持するために欠かせない重要な　行政サービスです。公共下水道の普及により収集運搬量は減少傾向にありますが、	5-1　収集運搬業務の安定性の確保 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は、市民や事業者の衛生的で快適な生活環境（事業活動）を維持するうえで、なくてはならない行政サービスです。現行の収集運搬体制を維持継続することで、収集運搬業務の

平常時や災害時を含めた安定的な収集運搬体制の維持・整備が求められます。現行の体制を維持しつつ、効率的な収集運搬を進めることで、今後も安定したサービス提供に努めます。 具体的な取り組み ・計画的な収集運搬業務の実施 ・安定的な収集運搬体制の整備	安定性を確保します。 具体的な取り組み ・計画的な収集運搬業務の実施 5-2　安定的な収集運搬体制の整備 　公共下水道（汚水）の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、減少傾向となっていますが、平時及び災害時に安定的に収集運搬ができる体制を整備することが必要です。そのため、今後も効率的な収集を行いつつ、安定的な運搬体制の整備に努めます。 具体的な取り組み ・安定的な収集運搬体制の整備

■　パブリックコメントの実施方法に関する意見、要望（3件）

（意見13）
　今、同期間に行われているパブコメ「自治基本条例の検証結果と講ずる措置（素案）」には、「本則にある説明責任、情報共有及び市民参加徹底」を掲げています。ですから当パブコメももっと啓発（PR）するところから始めてほしいです。
⑴パブリックコメント意見（等）募集について
①ほとんどの（多くの）パブコメ（パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも（ほとんどの件が））応募者が少なかったと思う。パブリックコメントの意味（公意募集）（市民の意見募集）の意味からしてももっと PR（啓発、多くの情報発信）等したり種々（色々）な工夫をしてほしい。

（市の考え方）
　パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとする市の基本的な政策等の策定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しております。
　パブリックコメント手続を実施するにあたり、市政情報コーナーのほか、広報ちがさき（令和6年12月1日号）や市ホームページ、メール配信サービス、X（旧 Twitter）、LINE、デジタル

サイネージ（市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、市内146箇所に設置している広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発を行っております。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしており、今後も市民参加の機会の充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に取り組んでまいります。

（意見14）

できたら説明会もしてほしかったです。

③パブコメの意味からしても（市民と）説明会開催するのが原則と思う。

④説明会（パブコメの）開催した（茅ヶ崎ゴルフ場等）パブコメはパブコメ等の説明会の参加者も多く、パブコメ応募者も非常に多かったと思う。

（市の考え方）

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、公募市民等が委員として参加している「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」を実施し、市民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。今後につきましても、計画策定等の際には、説明会やパブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

（意見15）

②上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃し、見落としてしまわないでしょうか。

（市の考え方）

広報ちがさきの作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすくお伝えできるよう努めております。ただし、紙面に限りがあるため、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に調整し、より多くの市民の皆さまに情報を認知していただけるよう工夫しております。今後につきましても、それぞれの内容や媒体に応じた、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

■ その他の意見（2件）